

**中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第9回北小委員会で合意された
太平洋クロマグロ保存管理措置に関する提案(仮訳)**

※下線は主要な追加箇所、取り消し線は主要な削除箇所を示す。

また、四角の囲みは、現時点で韓国が留保を付している部分を示す。

(冒頭略)

1. 太平洋クロマグロの2014年の暫定管理目標は、条約水域において現在(02-04年の平均)の漁獲死亡率のレベルを増加させないことを確保することである。
2. メンバー、協力的非加盟国及び参加海外領土(以下、CCMs)は、北緯20度以北の水域において、2014年には、太平洋クロマグロを漁獲する自国漁船の総漁獲努力量(零細漁業を除く)を2002-2004年の平均水準よりも低い水準に維持することを確保するための必要な措置を講じなければならない。
このような措置は、韓国を除き、全ての未成魚(0-3才(30キロ未満))の漁獲量を2014年には2002-2004年の平均水準よりも大きく*減らす措置を含まなければならない。韓国は、この保存管理措置に従って、自国漁業を管理することにより未成魚(0-3才)の漁獲量を規制するための必要な措置を講じなければならない。CCMsは、このために協力する。
3. 特に未成魚の太平洋クロマグロを漁獲するCCMsは、各年の未成魚の加入状況をモニターし、その迅速な結果を得るための措置を講じる。加入の極端な落ち込みが特定された場合にCCMsが遵守する具体的なルールを定めた緊急ルールを、2014年に策定する。
4. CCMsは、国際法の下での権利・義務と一貫し、また自国法令に従い、可能な範囲で本保存管理措置の効果、特に上記パラ2に記された措置を損なう太平洋クロマグロ及びその製品の商業的な流通を防止するために必要な措置を講じる。この目的のため、CCMsは協力する。
5. CCMsは、優先課題として太平洋クロマグロに適用される漁獲証明制度(CDS)の設立のために協力する。
6. (略)
7. CCMsは、2012年までの太平洋クロマグロの未成魚・成魚全ての漁獲及び努力量のデータを2013年12月15日までにISCに提出する。
8. (略)
9. 北小委員会は、2014年の通常会合において、2014年のISC14で出される太平洋クロマグロの資源状況及び管理勧告に基づき、当該保存管理措置を見直し、未成魚(0-3才、(30キロ未満)の漁獲の大幅な削減を含む更なる措置を講じる。
10. - 13. (略)

*CCMsは、2014年において未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均の水準から少なくとも15%削減することが求められる。